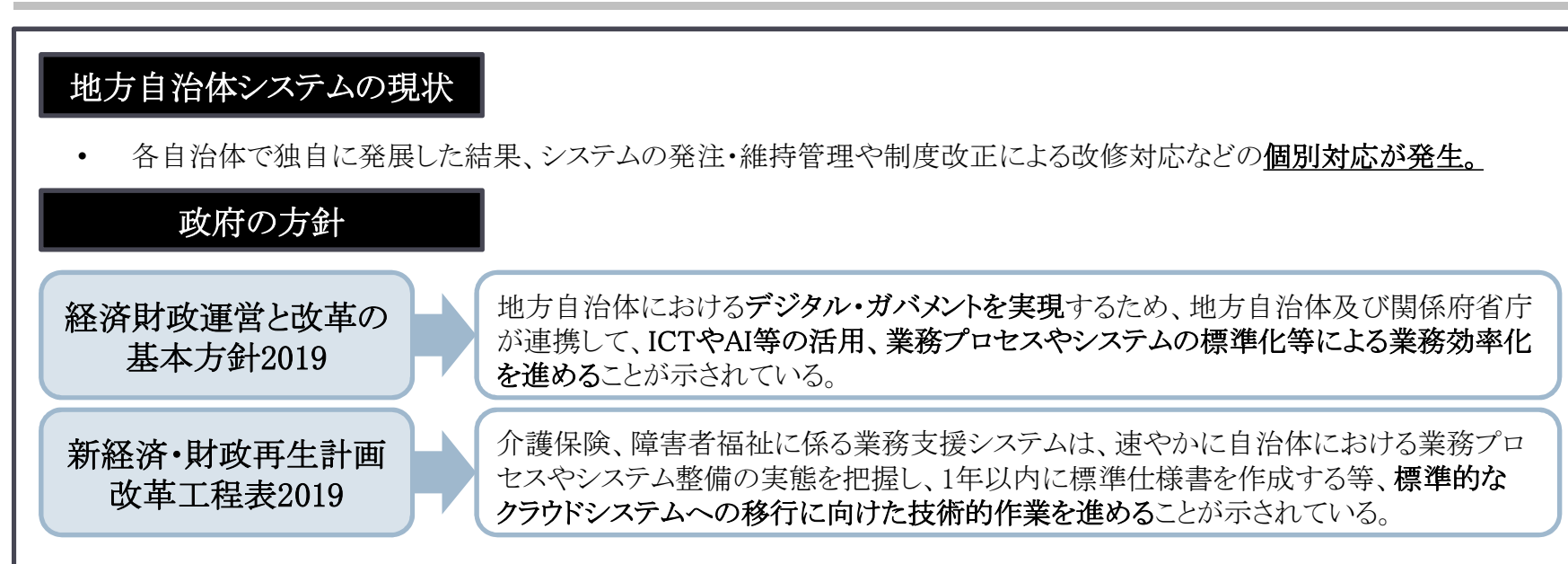

地方自治体における情報システム
(介護保険、障害者福祉)の
標準化等に向けた調査研究報告書
(概要版)

日本コンピューター株式会社

令和2年11月16日

1. 本調査研究事業の背景と目的

◆ 背景



システム標準化・共有化や業務プロセスの見直しを行うことで、**職員の業務負担軽減やシステム構築・維持費等の削減が必要**である。

◆ 目的

地方自治体の介護保険及び障害者福祉におけるシステムや業務プロセスの実態調査等を行い、システムの標準化等の効果(費用や業務負担軽減等)について調査・研究し、今後の論点・方向性等を整理することを目的として、本調査研究事業を実施した。

2. 調査研究事業の内容

本調査研究事業では、地方自治体及びシステム事業者に対して、アンケート調査・ヒアリング調査を実施し、その結果を踏まえて論点整理、及び標準化等方法の検討を行った。

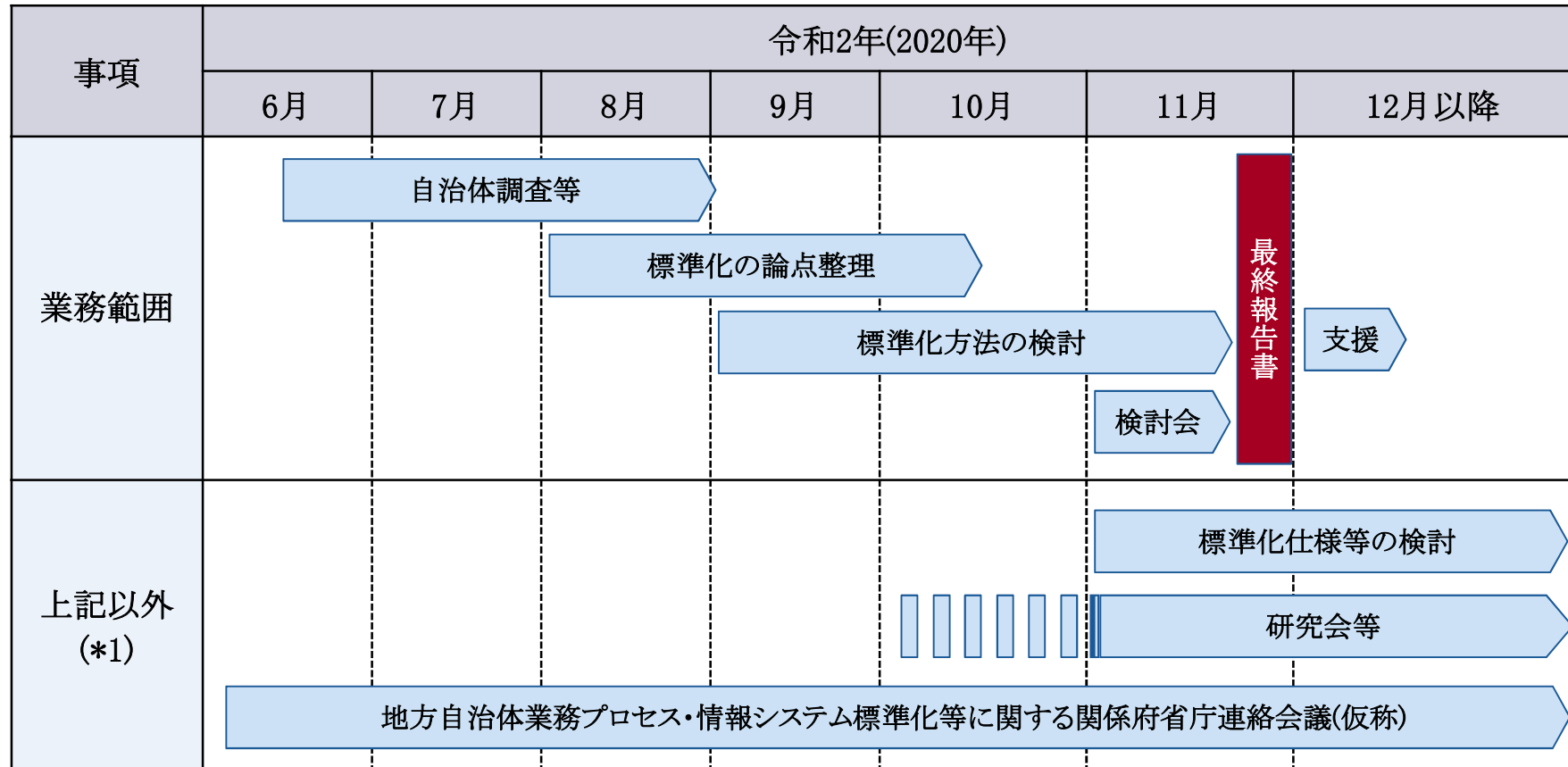
◆ 作業概要

本調査研究事業で行った作業の概要は、以下の通りである。

業務範囲	作業概要
自治体調査	<ul style="list-style-type: none">標準化等における既存調査の結果整理地方自治体システム及び業務プロセスに関する調査地方自治体システムの調達仕様書等に関する調査地方自治体等へのヒアリング地方自治体システムを導入している事業者(ベンダー)への調査地方自治体システム標準化等事例調査
標準化等の論点整理	<ul style="list-style-type: none">標準化等対象機能の整理標準化等基準の定義の検討調達仕様書の比較による整理システム標準仕様等の普及方法等の整理他の自治体業務システムとの連携標準化等の効果の整理
標準化等方法の検討	<ul style="list-style-type: none">標準化等方式(方向性)の検討標準化等方式の機能範囲の整理標準化等基準の整理
検討会	<ul style="list-style-type: none">検討会の実施

◆ 作業スケジュール

本調査研究事業で行った作業スケジュールの概要は、以下の通りである。



(*1) 業務範囲外である「標準化仕様等の検討」、「研究会等」は現時点での想定であり、今後の状況により実施時期、内容に変更がある。

3. 自治体調査等の作業概要

◆ 地方自治体等へのアンケート調査及びヒアリング

地方自治体等のシステムや業務プロセスに関するアンケート調査を行った後、ヒアリングを実施した。

アンケート調査事項	ヒアリング調査事項
<ul style="list-style-type: none">導入システムに関する基本調査事業毎の業務システム等に関する詳細調査事業毎のシステム利用方法業務フロー等に関する確認 等	<ul style="list-style-type: none">業務フローに関する意見帳票様式の統一に関する意見国保連合会への事務処理委託に関する意見集計作業負荷軽減に関する意見ASPサービスの利用等に関する意見 等
アンケート調査対象自治体	ヒアリング調査対象自治体
<ul style="list-style-type: none"><u>介護保険システム(計40団体)</u> 広域連合(2団体)、指定都市(6団体)、 中核市(5団体)、特別区(4団体)、 一般市(17団体)、町村(6団体)<u>障害者福祉システム(計36団体)</u> 指定都市(3団体)、中核市(5団体)、 特別区(4団体)、一般市(15団体)、町村(9団体)	<ul style="list-style-type: none"><u>介護保険システム(計11団体)</u> 指定都市(2団体)、中核市(2団体)、 特別区(2団体)、一般市(3団体)、町村(2団体)<u>障害者福祉システム(計12団体)</u> 指定都市(1団体)、中核市(2団体)、 特別区(3団体)、一般市(3団体)、町村(3団体)

◆ 地方自治体システムを導入している事業者(ベンダー)へのアンケート調査及びヒアリング

地方自治体システムを導入している事業者(ベンダー)に対して、アンケート調査及びヒアリングを実施した。

アンケート調査／ヒアリング事項

- パッケージシステムでの機能対応範囲
- 自治体クラウドへの対応状況
- 事業別のカスタマイズ状況
- システム導入(構築)時の作業負荷(作業種別毎・工程毎・事業毎)
- 保守運用時の事業別作業負荷 等

アンケート調査／ヒアリング対象事業者

- 介護保険システム事業者(8社)
- 障害者福祉システム事業者(9社)

※ヒアリング対象事業者は以下の点に留意して選定

- 導入実績の多い事業者
- 人口規模別にシステムを提供している事業者
- オールインパッケージシステムを提供している事業者
- 地方自治体へのアンケート調査等の対象自治体へシステムを導入している事業者

4. 論点整理

自治体調査等の結果を踏まえて、標準化等を検討する際の論点を整理した。論点は、以下の通りである。

◆ 標準化等対象機能

対象事業の考え方

- 自治体調査等の結果、介護保険システム及び障害者福祉システムともに、地域情報プラットフォーム標準仕様の機能一覧で示されている事業の大半がシステム化されており、事業者もパッケージシステムとして機能提供していることが分かった。
- 標準化等の対象事業を検討する際は、地域情報プラットフォーム標準仕様の機能一覧を軸とするのが妥当である。

対象機能や範囲の考え方

- 自治体調査等の結果、同一事業でも自治体の区分(*1)に応じて事務権限の範囲が異なることから、システムに求められる機能範囲が異なっていた。
- 同一の自治体区分でも、広域連合や指定都市では、事務の役割分担において自治体毎に差異が生じるケースがあり、システムに求められる機能要件に差が生じていた。
- 標準化等の対象機能や範囲を検討する際は、自治体の区分毎に機能範囲の差があることに加え、同一の自治体区分でも広域連合や指定都市、中核市では事務の役割分担が自治体間で異なるため、機能要件の差があることを留意すべきである。

標準化等対象機能を整理する際の考え方

- ◆ 介護保険システム・障害者福祉システムという単位ではなく、**事業単位で検討することが効果的**である。その際、**地域情報プラットフォーム標準仕様に記載されている機能を軸とするのが妥当**である。
- ◆ 自治体の中で最も数が多い**一般市区町村の事務運用を基本として標準化等対象機能を整理**したうえで、広域連合での事務運用の検討や、指定都市、中核市等へ権限移譲されている事務実施範囲に関する取り扱いを検討することが効果的である。

(*1) 自治体の区分(介護保険システム):広域連合(一部事務組合を含む)、指定都市、中核市、一般市(特別区含む)、町村
自治体の区分(障害者福祉システム):指定都市、中核市、一般市(特別区を含む)、町村

◆ 標準化等基準の定義

システム仕様を構成する要素の考え方

システム仕様を構成する要素のうち、以下の5つを定義すべき事項(*1)として定め、自治体調査等を行った。

- 業務フロー・・・本事業で作成したフローの種類や記載粒度であれば、自治体及び事業者を受け入れられることが分かった。
- 機能要件・・・自治体の人口規模と機能要件の記載粒度に、一定の法則性は見られなかった。また、機能要件の記載粒度とカスタマイズも相関関係はなかった。事業者への調査の結果、介護保険システム、障害者福祉システムともに帳票カスタマイズが最も多い傾向であった。
- 帳票要件・・・自治体の人口規模と帳票要件の記載粒度に、一定の法則性は見られなかった。事業者への調査の結果、自治体間で印字項目や印字仕様に差異があり、カスタマイズが大きくなることが推測された。
- データ要件/他システム連携要件・・・自治体毎に個別で仕組みを構築しているケースが多かった。特に個人住民税情報の連携は、税制改正のたびにシステム連携機能の改修が発生している。

標準化等基準の定義を検討する際の考え方

- ◆ 業務フロー：**本事業で作成した業務フローを基本**とし、記載粒度の細かさを検討するのが効果的である。
- ◆ 機能要件：**事業毎に標準化仕様の対象機能と範囲を検討**する必要がある。
- ◆ 帳票要件：標準化等の効果を見込むためには、**印字項目・印字仕様まで検討することが効果的**である。
- ◆ データ要件/他システム連携要件：自治体毎に個別で他システム連携の仕組みを構築しているケースが多いため、標準化等の効果が見込めるが、現在、「自治体システムデータ連携標準検討会」で自治体の業務システム間連携に関して議論されていることから、**本検討会の内容を踏まえて検討する必要がある**。

(*1) 第22回 国と地方のシステムワーキング・グループ(令和2年3月24日開催)の「資料2 地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化検討状況」において、標準化における各省検討事項として定められて事項を参考としている。

5. システム標準化等方式(方向性)

事業単位を軸として、標準化仕様を検討する際に考慮すべき事項・観点と標準化等方式案を整理した。

事業の分類		考慮すべき事項・観点等	
介護保険システム	被保険者資格	資格異動、施設の入退所等の事務運用は、一定程度業務フローが統一化されている。 ⇒他システム(特に住民記録)との連携部分までを標準化することで、一定程度の効果が見込める。	
	保険料管理関連	保険料賦課	業務プロセスは概ね統一されている。年金保険者(国保連合会経由)との連携も仕様が定まっている。 ⇒保険料の期割数や仮徴収額変更の方法、他システム(個人住民税・生活保護)との連携等、自治体によって異なる運用の標準仕様を作成することで、高い効果が見込める。
		保険料収納	業務プロセスは概ね統一されている。収納等の担当部門で他税目・保険料と一括して実施する自治体や、多様な納付方法(コンビニやクレジットカード、電子マネー等での支払い)が存在する。 ⇒他部門や他組織(金融機関等)と調整を行い、関係機関も含めて標準化できれば一定程度の効果が見込める。
		滞納管理	滞納管理部門で他税目・保険料と一括して実施する自治体が多い。滞納管理部門との事務分担が自治体により異なるため、介護保険における滞納管理のみを標準化の検討対象とすることは適さない。 ⇒帳票要件やデータ要件等を他税目・保険料と連動して実施出来れば、高い効果が見込める。
	受給者管理	受給者管理	減免/減額認定や負担割合、国保連合会との台帳連携等の業務プロセス・機能要件は統一されている。 ⇒他システム連携(特に個人住民税)や帳票要件を標準化することで、高い効果が見込める。
		認定管理	業務プロセスは概ね統一されているが、謝金・報酬、書類督促等の業務プロセスで自治体毎に差異が見られる。また、帳票様式も自治体毎に差異が見られる。 ⇒帳票要件を標準化することで一定程度の効果が見込める。運用の差異は、標準化検討時に考慮が必要である。
	認定審査会	業務要件等は一定程度標準化されている。認定審査会業務支援システムを多くの保険者が個別に導入している。 ⇒個別にシステム導入しているが業務プロセスは標準化されているため、標準仕様作成範囲は検討が必要である。	
	給付実績管理	他システム及び国保連合会との連携機能や住民向けの帳票が多い。制度改正の影響を受けやすい。 ⇒標準化仕様を作成することで、高い効果が見込める。3年毎の報酬改定に伴う標準仕様の見直しも考慮する必要。	
	統計・報告等	統計・報告等に必要情報は一定程度標準化されているが、報告時期や様式等に差異がある。 ⇒情報提供における介護事業者等との連携(運用方法等)を標準化できれば、高い効果が見込める。運用の差異は、標準化検討時に考慮が必要である。	

5. システム標準化等方式(方向性)

事業の分類		考慮すべき事項・観点等	
障害者福祉システム	障害者手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者手帳	業務プロセスや代表的な発行物の印字項目は、全国的に統一されている傾向にある。都道府県への進達、都道府県からの判定結果受領等の運用で都道府県独自ルールがあり、カスタマイズ等が発生している。 紙媒体でやり取りをされていて負荷がかかっている。 ⇒市区町村と都道府県のやり取りに関するデータ連携要件を優先的に検討すべきである。	
	各種手当	国3手当	業務プロセス等は比較的統一されているが、帳票様式は自治体毎に差異がある。個人住民税との関連が強い。 ⇒帳票要件の標準化仕様作成は、一定程度の効果が見込める。また、個人住民税連携の検討も必要である。
		特別児童扶養手当	業務プロセス等は比較的統一されている。自治体で所轄部門が異なる場合、構築システムに差異がある。また、対象者数が少ない事業のため、小規模自治体ではシステム化を行っていないケースがある。 ⇒標準化仕様作成の効果は、相対的に低いと考えられる。
	障害福祉サービス等	受給者管理の業務プロセス等は比較的統一されているが、対象者が申請可能なサービス種類が20種類以上あり、障害者と障害児で決定プロセスに差異がある。障害支援区分判定業務は、国(厚生労働省)が判定ソフトを配付しているため、業務プロセス等は標準化されている。給付実績管理業務は、基本的な業務プロセス等は標準化されているが、市町村審査事務の実施内容、粒度に自治体毎の差異がある。 ⇒給付実績管理業務に関する標準化仕様作成の効果は、一定程度見込める。なお、3年毎の報酬改定に伴う標準仕様の見直しも考慮する必要がある。	
	自立支援医療 ・更生医療 ・育成医療 ・精神通院医療	国保連合会・支払基金へ支払委託しており、都道府県国保連合会毎に公費負担分の請求仕様が異なる。育成医療は対象者数が少ない事業のため、小規模自治体ではシステム化を行っていないケースがある。 ⇒標準化仕様検討の際は、旧来の事務運用を考慮する必要がある。公費負担の支払委託に関する標準化仕様は公費負担医療費制度全般に影響するため、公費負担医療費制度全般にわたって検討が必要である。	
	補装具	業務プロセスや帳票様式等は比較的全国統一されている。 ⇒標準化仕様作成の効果は、相対的に低いと考えられる。	

システム標準化等検討の方向性として、地域情報プラットフォーム標準仕様で示されている機能範囲を軸にして検討を進めるべきであるが、地域情報プラットフォーム標準仕様に定められていない事業(地域支援事業、地域生活支援事業、自治体単独事業、及び事業者許認可事務等)があることも留意事項として念頭に置くべきである。

◆ 標準化等機能範囲案

システム標準化等の効果を勘案して、事業単位に検討の優先順位を設定した。
標準化機能範囲案は、以下の案1～案3までの3パターンである。

介護保険システム

定義事項	事業名	標準化等方式案		
		案1	案2	案3
<ul style="list-style-type: none"> ・業務フロー ・機能要件 ・帳票要件 	被保険者資格	今後検討	優先検討	優先順位はつけない
	保険料賦課	優先検討	優先検討	
	保険料収納	今後検討	今後検討	
	滞納管理	今後検討	今後検討	
	受給者管理	優先検討	優先検討	
	認定管理	優先検討	優先検討	
	認定審査会	今後検討	今後検討	
	給付管理	優先検討	優先検討	
	統計・報告等	今後検討	優先検討	
<ul style="list-style-type: none"> ・データ要件 ・連携要件 	「自治体システムデータ連携標準検討会」の内容を踏まえて検討範囲を整理する。			

障害者福祉システム

定義事項	事業名	標準化等方式案		
		案1	案2	案3
<ul style="list-style-type: none"> ・業務フロー ・機能要件 ・帳票要件 	障害者手帳	優先検討	優先検討	優先順位はつけない
	国3手当	今後検討	優先検討	
	特別児童扶養手当	今後検討	優先検討	
	障害福祉サービス等	優先検討	優先検討	
	自立支援医療	今後検討	今後検討	
	補装具	今後検討	優先検討	
	<ul style="list-style-type: none"> ・データ要件 ・連携要件 	「自治体システムデータ連携標準検討会」の内容を踏まえて検討範囲を整理する。		